平成２３年（フ）第１４９５号
福岡市早良区四箇田団地35番501号
債務者　浦　　義春
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９６号
福岡市城南区別府団地２番1101号
債務者　永樂　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９７号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目２番22―203号
債務者　坂本由美子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原441番地１石川アパート103号
債務者　小田　篤昭
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４２号
福岡市南区塩原３丁目22番１号
債務者　丸谷　　栄
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６号
鹿児島県阿久根市脇本9608番地６、前住所鹿児島県阿久根市西目2580番地
債務者　牛ノ濱真理子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2568番地１
債務者　濵田　秀雄
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
鹿児島県出水市麓町19番41号、前住所鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬3123番地１
債務者　二階堂真琴
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
金沢市城南１丁目21番21号　ケアハウスファミリーケア城南内、従前の住所石川県白山市馬場２丁目80番地
債務者　熊谷　　健
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
岐阜県下呂市馬瀬黒石979番地
債務者　松葉　伸昭
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
滋賀県蒲生郡日野町大字猫田117番地
債務者　北西　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８６号
滋賀県彦根市岡町61番地３
債務者　福永栄美子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８８８号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　５棟106号
債務者　西村　照子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８０号
京都市右京区太秦乾町２番地　蜂ヶ丘市営住宅５棟101
債務者　ＥＺＹＣＡＦＥこと　髙岡　　修
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００２号
京都市山科区御陵鴨戸町48番地９　スマイルミササギ202
債務者　アルブルソレイユこと　大木真理香
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００７号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地２　椥辻西市営住宅１棟502
債務者　木本　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６０号
広島県東広島市八本松飯田１丁目２番７号
債務者　岡田　栄之
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７９号
福岡県福津市畦町714番地の１
債務者　桑野　武彦
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部